

都道府県・ 政令指定都市名	27 大阪府
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課（室）名	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ											
担 当 職 員 数	10 人（専任 10 人、兼任 0 人）											

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	大阪府男女共同参画推進本部											
設 置 年 月 日（西 暦）・ 根 拠	1979年8月25日 根拠： 大阪府男女共同参画推進本部設置要綱											
長 の 役 職	知事											

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	大阪府男女共同参画審議会(平成14年4月1日改称)											
設 置 年 月 日（西 暦）	1998年4月1日											
構 成 員	13 人（女性 7 人、男性 6 人）											

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月											
名 称	おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)											
改定・見直しの予定時期	2026年3月											
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1											
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成												

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称		大阪府男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西 暦)		2002年3月29日	
	施 行 日(西 暦)		2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)			
	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月			
無の場合		1. 制定等について検討中 具体的な状況:		
		2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

審議会等委員への女性の登用			調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)			
目 標 値			(西暦) 2025 年度まで 40 %							
			40%以上60%以下							
根 拠			おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)							
目標設定の対象である審議会等の範囲			法令又は条例を根拠に設置されている審議会等で、委員の任期が、2年未満又は「一定期間内で知事の定める期間」とされている場合において当該期間が2年未満の審議会等を除く							
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(156)			うち女性委員を含む審議会等数(146)				
	延総委員等数(3,994)		延女性委員等数(1,223)		女性比率(30.6)					
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(178)			うち女性委員を含む審議会等数(164)				
	延総委員等数(4,346)		延女性委員等数(1,308)		女性比率(30.1)					
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(39)			うち女性委員を含む審議会等数(38)				
	延総委員等数(2,661)		延女性委員等数(845)		女性比率(31.8)					
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)			うち女性委員を含む審議会等数(6)				
	延総委員等数(80)		延女性委員等数(12)		女性比率(15.0)					
目標値以外の目標設定										
女性登用方針	人材名簿作成の有無		1. 有 2. 無 3. 作成予定有		1	有の場合、1. 公表 2. 非公表		2		
	人材名簿が有る場合		掲載人数	651 人	(2024 年 7 月現在)					
	そ の 他		人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)		2					
			委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)		2					
		そ の 他		[]						

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード		1:2024年4月1日		2:その他(西暦)							
		管理職総数		女 性 管 理 職 の 内 訳									
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)
本庁	計	703	67	9.5	127	4	3.1	183	15	8.2	393	48	12.2
	うち一般行政職	372	46	12.4	41	4	9.8	77	9	11.7	254	33	13.0
支庁・地方事務所等	計	286	27	9.4	63	3	4.8	87	5	5.7	136	19	14.0
	うち一般行政職	76	5	6.6	2	1	50.0	6	0	0.0	68	4	5.9
全体	計	989	94	9.5	190	7	3.7	270	20	7.4	529	67	12.7
	うち一般行政職	448	51	11.4	43	5	11.6	83	9	10.8	322	37	11.5
再掲	警察関係	306	4	1.3	135	1	0.7	140	1	0.7	31	2	6.5
	教育委員会	51	5	9.8	4	1	25.0	7	0	0.0	40	4	10.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	1,526	185	12.1	3,650	691	18.9	
	うち一般行政職	577	120	20.8	1,189	393	33.1	
支庁・地方事務所等	計	1,428	154	10.8	5,361	651	12.1	
	うち一般行政職	283	58	20.5	424	154	36.3	
全体	計	2,954	339	11.5	9,011	1,342	14.9	
	うち一般行政職	860	178	20.7	1,613	547	33.9	
再掲	警察関係	1,721	74	4.3	6,383	411	6.4	
	教育委員会	90	28	31.1	208	63	30.3	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	77	7	9.1	131	25	19.1	211	64	30.3
	うち一般行政職	49	6	12.2	75	19	25.3	120	46	38.3
支庁・地方事務所等	計	19	3	15.8	192	22	11.5	336	60	17.9
	うち一般行政職	11	0	0.0	49	7	14.3	41	17	41.5
全体	計	96	10	10.4	323	47	14.6	547	124	22.7
	うち一般行政職	60	6	10.0	124	26	21.0	161	63	39.1
再掲	警察関係	6	0	0.0	154	8	5.2	323	43	13.3
	教育委員会	8	0	0.0	20	4	20.0	24	8	33.3

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○						◎				
課長補佐相当職	○		○			○	◎			○	
係長相当職	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇	任	試	験	15,120	2,309	15.3
昇	格	試	験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全	体	1,219	425	34.9
	うち上級	753	269	35.7
	うち一般行政職	311	168	54.0
	うち上級	233	117	50.2
	うち警察関係	682	149	21.8
	うち上級	357	78	21.8

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	大阪府職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第2条第1項 職員は、知事に届け出ることにより、法的な問題が生じるおそれがなく、かつ職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)					
	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理部職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
90	11	12.2	11	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	大阪府立男女共同参画・青少年センター		愛称・通称	ドーンセンター	
設置年月日(西暦)	1994年11月11日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：540-0008 住 所：大阪府中央区大手前1丁目3番49号 電話番号：06-6910-8500 FAX番号：06-6910-8775 ホームページ: https://www.dawncenter.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：ドーン事業共同体) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：大阪府府民文化部男女参画・府民協働課) ○ 指定管理者(名称：ドーン事業共同体) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 13 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 9 人	予算額	2024年度 23,000 千円	
主な事業 〔 男女共同参画・女性に関するもの 〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間に係る取り組みについて広報・啓発) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画に係る啓発講座の開催) ○ 3. 相談事業(主な事項 女性の面接・電話・法律相談、男性の電話相談、つながりサポート事業) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 情報ライブラリーの運営等、人材情報データベースの運用) 5. 苦情処理(主な事項) 6. 交流促進(主な事項) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： NPO協働フロアの管理運営、情報コーナーの設置・管理) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	大阪府女性基金		基金・基本財産額	14,723 千円
設置年月日(西暦)	1991年10月21日	出資者	大阪府	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 大阪府男女共同参画推進ネットワーク 2. 無 名称等：	加盟団体数	28	
			会 員 数	36381	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他〔 内容： 〕			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ ○ 6. 補助金等の交付〔 名 称：大阪府配偶者暴力被害者等支援調査研究事業補助金 概要：内閣府の性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)を活用した補助金事業を実施。 7. その他〔 内容： 〕	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他〔 内容： 〕

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	185,020	134,260	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	82.68 %	45.11 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	123,420	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

			問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			○	
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩	短時間正社員制度の導入				
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○ ○
	3	役員に占める女性割合に関する項目	○ ○
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○ ○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○ ○
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○ ○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○ ○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○ ○
	9	短時間正社員制度の導入	○ ○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○ ○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	
	12	その他	○ ○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度(2,3,4,5,6,7,8,9,10,12)、「男女いきいきプラス」事業者認証制度(2,3,4,5,12)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	「男女いきいき」事業者表彰制度(2,3,4,5,6,7,8,9,10,12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1	ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称	OSAKA女性活躍推進会議
2	現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無 問17-1 名 称 大阪府の男女共同参画の現状と施策				
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合	1	年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()					

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ パネル展示の実施 ・ 啓発冊子等の配布 ・ 啓発のための上映会等の実施	①男女共同参画週間及びDV防止啓発関連の資料を展示し、広報啓発を行う。男女共同施策にかかる啓発冊子やリーフレット等を、セミナー等さまざまな機会に配布する。		
2. 表彰 ・ 「男女いきいき」事業者表彰制度	「男女いきいきプラス」認証事業者のうち、他の模範となる取組を行う事業者を表彰する。		
3. 講座 ・ 人材育成・啓発事業	男女共同参画社会の実現に資するため、市町村職員、学校教職員、府民等を対象に研修等を実施する。		
4. 相談事業 ・ 女性相談・男性相談	男女共同参画社会の実現に資するため、市町村職員、学校教職員、府民等を対象に研修等を実施する。		
5. 情報収集・提供 ・ 情報ライブラリーの運営	ドーンセンター内情報ライブラリーにおいて、女性関連の図書・資料等を収集、閲覧、貸出サービスを行うとともに、情報提供を行う。		
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画施策苦情処理制度の運用 ・	男女共同参画施策等に関する府民からの苦情等に対応する。		
7. 交流促進 ・ ① 大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク ・ ②大阪府男女共同推進ネットワーク会議の運営	①配偶者からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。 ②行政と民間団体・グループによる幅広いネットワークを構築し、連携を図るとともにセミナー等を実施し、情報発信を行う。		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワークの運営 ・ ②大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営 ・ ③「男女いきいき・元氣宣言」事業者制度、「男女いきいきプラス」認証制度の運営 ・ ④産官学協働女性活躍推進事業の実施 ・ ⑤困難・課題を抱える女性に対する支援事業	①配偶者からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。 ②行政と民間団体・グループによる幅広いネットワークを構築し、連携を図るとともにセミナー等を実施し、情報発信を行う。 ③男女がともにいきいき働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を登録・認証し、その取組を府が応援する。 ④産官学等が連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、平成27年度に設置したOSAKA女性活躍推進会議を運営する。女性が能力を十分に発揮できる大阪をめざし、経済団体等との連携のもと、経営者の意識改革を図る啓発事業を実施する。 ⑤ドーンセンターに予約不要で利用できる「女性のためのコミュニティスペース」を設置し、カウンセラー等の資格を持つ女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介を行うほか、同じ悩みを持つ方同士の交流会等を開催。また、民間企業等からの協賛による生活用品等を必要に応じて提供する。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ 府民意識調査	次期男女共同参画プランの改定にあたって、18歳以上の府民を対象とした男女共同参画社会についての意識調査の実施及び分析を行う。		
11. その他 ・ 困難・課題を抱える女性に対する支援事業 ・	ドーンセンターに予約不要で利用できる「女性のためのコミュニティスペース」を設置し、カウンセラー等の資格を持つ女性の支援スタッフによる情報提供や相談窓口の紹介を行うほか、同じ悩みを持つ方同士の交流会等を開催。また、民間企業等からの協賛による生活用品等を必要に応じて提供する。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		大阪府議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。		1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。		2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
		4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名		大阪府議会会議規則 第2条第2項		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり		2
		2. なし		
		3. その他()		
規 定 名				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
議会の欠席事由として、明記した規定の有無				
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
	配偶者の出産	1		
	育児	1		
	家族の看護	1		
	家族の介護	1		
	疾病	1		
	その他	1 公務、配偶者以外の出産支援その他のやむを得ない事由に相当する理由であれば欠席事由となる。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		4
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
		3. 設置または提供する予定である。		
		4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)		4
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
		3. 設置または提供する予定である。		
		4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。		1
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		○
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		○
		3. その他 ()		
規 則 名		①大阪府議会基本条例 ②大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		①第15条 議員は、府民の代表として、良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律するとともに、常に品位の保持に努めなければならない。 ②第3条 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、公職に参画し、又は参画しようとする者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。 2 府議会議員及び府議会議員になろうとする者は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して大阪府議会(以下「府議会」という。)からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。 3 府議会議員は、府民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。		
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。		1
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。		2
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。		3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。		2
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名				
条文本文				
政治分野の男女共同参画のために実施していること				
「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」制定(令和5年2月28日 大阪府条例第1号)				

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔
計画、指針名	大阪府地域防災企画、避難所運営マニュアル作成指針
該当部分の規定	(大阪府地域防災企画) P34 4.男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 府および市町村は、男女共同参画担当部局が男女共同参画の視点からの災害対応の周知に係る防災担当部局との連絡体制を構築するとともに、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し平常時の防災対策及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努めるものとする。 (避難所運営マニュアル作成指針) 3-5.女性の視点を踏まえた避難所運営 ー避難所運営に係る配慮事項 「避難所の組織体制の整備にあたっては、平時から防災部局、福祉関係部局、保健衛生部局、男女共同参画部局が協力体制をとる必要がある。」 「備蓄に当たっては、女性の視点からの「備蓄チェックシート」(「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月内閣府男女共同参画局) https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/pdf/guide/ene_06.pdf)を活用し、男女共同参画担当と連携し、女性の職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定するようにする必要がある。」

調査時点コード: 1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2023年4月7日	～	2027年4月8日
副知事	3 人 (女性 0 人、男性 3 人)					

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考	
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	63	8	12.7		
		都道府県防災会議(委員のみ)	62	8	12.9		
		内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
			2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
			3号 当該都道府県教育委員会の教育長	1	0	0.0	
			4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
			5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	0	0.0	
			6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	6	0	0.0	
			7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	25	2	8.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		8	6	75.0		
	2	国土利用計画地方審議会	23	6	26.1		
	3	土地利用審査会	7	2	28.6		
	4	都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0		
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合	
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 環境審議会）	42	11	26.2		
	7	精神医療審査会	46	10	21.7		
	8	都道府県生活衛生適正化審議会				休止中	
	9	都道府県医療審議会	34	6	17.6		
	10	准看護師試験委員会				関西広域連合に移管	
	11	麻薬中毒審査会	5	1	20.0		
	12	地方社会福祉審議会	21	4	19.0		
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	30	9	30.0		
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	15	3	20.0		
	15	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
	16	都道府県農業共済保険審査会					
	17	都道府県森林審議会	14	5	35.7		
	18	都道府県建設工事紛争審査会	59	14	23.7		
	19	建築審査会	7	3	42.9		
	20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
	21	都道府県都市計画審議会	30	5	16.7		
	22	開発審査会	7	3	42.9		
	23	私立学校審議会	17	4	23.5		
	24	石油コンビナート等防災本部	35	1	2.9		
	25	公害健康被害認定審査会					
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧 総量削減計画策定協議会）	60	4	6.7		
	27	都道府県児童福祉審議会	27	10	37.0		
	28	地方港湾審議会	23	2	8.7		
	29	土地区画整理審議会					
	30	教科用図書選定審議会	20	8	40.0		
	31	介護保険審査会	36	14	38.9		
	32	都道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4		
	33	感染症の診査に関する協議会	24	10	41.7		
	34	警察署協議会	644	276	42.9		
	35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	11	6	54.5		
	37	都道府県国民保護協議会	27	3	11.1		
	38	地方独立行政法人評価委員会	28	12	42.9	大阪府市地方独立行政 法人大阪健康安全基盤 研究所評価委員会、大 阪府地方独立行政法 人大阪府立病院機構評 価委員会、大阪府市地 方独立行政法人大阪産業 技術研究所評価委員 会、大阪府地方独立行 政法人大阪府立環境農 林水産総合研究所評価 委員会、大阪府市公立 大学法人大阪評価委員 会	
	39	市街地再開発審査会					
	40	都道府県職員委員会					
	41	自然再生協議会					
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	2	40.0		
	43	後期高齢者医療審査会	9	2	22.2		
	44	留置施設視察委員会	8	5	62.5		
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	35	5	14.3		
	46	指定難病審査会	7	1	14.3		
	47	小児慢性特定疾病審査会	12	2	16.7		
	48	行政不服審査会	9	2	22.2		
	49	地域医療対策協議会					
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	5	2	40.0	「大阪府子ども施策審 議会」の「幼保連携型認 定こども園認可部会」と して設置	
	51	大阪府学校運営協議会	1,263	399	31.6		
	52						
	53						
	54						
	55						
	合 計		2,761	873	31.6		
女性委員0の審議会数			1				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	5	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	33	4	12.1	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	10	1	10.0	
9	内水面漁場管理委員会	8	1	12.5	
合 計		80	12	15.0	
女性委員0の委員会数		3			